

第23期 第20回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成31年2月27日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 20 回定例農業委員会総会議事録

平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 20 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 68 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	8 件
議案第 69 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	3 件
議案第 70 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 71 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3 報告第 54 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 55 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	1 件
報告第 56 号	農地使用貸借解約通知について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第20回2月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

12番 ○○ ○○ 委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号 4番 ○○ ○○ 委員、7番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第68号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第68号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	八倉	○○	○○
譲受人	宮下	○○	○○
申請地	八倉字神輿休	田	
譲受人の耕作面積	○○㎡	（砥部町の耕作証明が提出されています。）	
申請理由	（譲渡人）	農作業困難	
	（譲受人）	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター		
労働力	常時3人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局から説明していただいたとおりです。特に問題はないと判断いたしましたので、  
よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2, 3, 4につきまして関連性がございますので、続けて事務局の  
一括説明をお願いいたします。

事務局

**2番**

貸出人

上三谷

〇〇 〇〇

借受人

松山市

株式会社 〇〇

申請地 上三谷字平松 田 外5筆  
続きまして、

### 3番

貸出人 上三谷 ○○ ○○  
借受人 松山市 株式会社 ○○  
申請地 上三谷字下ハザ甲 田

続きまして、

### 4番

貸出人 上三谷 ○○ ○○  
借受人 松山市 株式会社 ○○  
申請地 上三谷字下ハザ 田  
譲受人の耕作面積 ○○㎡  
申請理由 (譲渡人) 農作業困難  
(譲受人) 経営規模拡大  
権利の種類 賃借権の設定 (5年間)  
譲受人の作付作物 米  
主な農機具の保有状況 トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機  
農作業用自動車各2台  
労働力 常時1人  
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地の権利移動の制限に関する事項、いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号2, 3, 4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

株式会社の○○は、先月に続きまして、今月も賃借で5年間の利用権を設定したいという申請がでております。貸渡人の○○さん○○さんのどちらも○○歳を超えていまして、農作業が困難ということで今までも園地の管理ができていなかったということで、今回○○に米を作ってもらおうということで貸出を依頼しております。場所は、上三谷の○○の家の近くと、一部は貨物駅ができます圃場整備しているところもあります。全部近くですので、○○が引き受けて稲作をしていきたいということです。よろしくお願

します。

〇〇委員

〇〇という会社はわからないのですが、〇〇a ありますが、十分やっつけていけるということですか。

〇〇委員

先月も同じ〇〇さんから借りてやるということでした。事務局から説明があったと思いますが、若手の社員が機械を使って、その地区で米が作りにくかったり、園地が荒れてきたところを借りて、この会社は米を販売する会社ということで、地域で本格的にやっつけていきたいということで、今のところ地元との話し合いはできています。

議長

新規就農のときも、社長から説明がありましたが、どうして伊予市かを聞いてみると、〇〇町や〇〇市は、〇〇さん自体が米を農家から買い上げているので、なるべくそこは競合したくないと、伊予市はまだそういうことはないため、自分のところで販売したいということが、伊予市を借りる要因ということですか。

議長

番号 2, 3, 4 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2, 3, 4 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2, 3, 4 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 5 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**5 番**

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川字市ノ坪	田	外 1 筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	

申請理由	(譲渡人) 農地維持管理困難 (譲受人) 譲渡人の要望
権利の種類	贈与による所有権移転
譲受人の作付作物	米・野菜・柑橘
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・農作業用自動車・もみすり機・動埴
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地の権利移動の制限に関する事項、いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇さんの従兄弟になるということです。〇〇さんの父の代からこの田を作っていましたから〇〇年くらい作られているということです。〇〇さんは農業をほとんどしたことがないということで、無償で〇〇さんに譲るということで話ができているようです。〇〇さんには娘さん夫婦がいるので、ゆくゆくは娘さん夫婦が農業を引き継がれると思います。よろしく申し上げます。

〇〇委員

〇〇さんは支部長している人ですか。

〇〇委員

そうです。前回の農業委員もされていた人です。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

## 6番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇
譲受人	双海町串	〇〇	〇〇
申請地	双海町串字横久保 畑		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 子の経営規模拡大のため (譲受人) 農業経営の安定化		
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	紅マドンナ・キウイ		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地の権利移動の制限に関する事項、いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

関係は親子でございます。親子でいずれは全部譲るということで、じわじわと始めている状況です。よろしく申し上げます。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 7番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇



申請地	双海町高岸字穴田 田 外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米・しきび
主な農機具の保有状況	農作業用自動車・耕耘機
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地の権利移動の制限に関する事項、いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の方が、大変高齢ということで、管理が非常に難しいという状況になっていまして、若い譲受人で管理をしていきたいと聞いております。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

〇〇委員

ここでは、何を作ろうとしているのですか。

〇〇委員

シキビを契約販売していくと伺っています。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

## 事務局

### 8番

譲渡人	本郡	〇〇 〇〇
譲受人	尾崎	社会福祉法人〇〇
申請地	本郡字町	田
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>
申請理由	(譲渡人)	耕作面積縮小
	(譲受人)	社会福祉事業の一環
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米・季節野菜	
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機（リース）	
労働力	常時1人と施設利用者	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地の権利移動の制限に関する事項、第1号効率要件、第2号農地所有適格法人要件、第5号下限面積要件は、社会福祉法人のため不許可の例外に該当し、残りの要件も該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

### 議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

### 〇〇委員

〇〇さんは、高齢で現在まで従兄弟の〇〇さんに耕作してもらっていましたが、相手も高齢になり今後農地を守っていくことができないということで、隣の福祉施設に前々から話していたそうです。当分の間は田で作るということですが、今現在の駐車場に新しい施設を建設中ということでゆくゆくは駐車場に利用したいという話がありますが、必要な農地を確保するというので、理事長さんと話がまとまり今回の話になったということです。よろしくをお願いいたします。

### 〇〇委員

どのような種類の福祉施設ですか。

### 議長

身障者の施設で、クッキーとかいろいろな物を作っています。今現在は、グループホームを作るということで、入所者に農作業をしてもらうのが今回の購入目的とうかがっています。

〇〇委員

後で雑種地に転用するということですか。その場合は農業委員会で承認することになりますよね。

議長

農地取得であれば、当面は転用できません。白地ですので、駐車場ですぐに使うのであれば、転用できるかもしれませんが、今回は入所者の働く場所を作りたいということが農地取得の目的とういことです。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

## ■議案第69号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第69号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申請人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	外5筆
転用目的	植林		

申請人は、父親が高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、平成8年から平成10年の間に植林をしたということです。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用の申請に至ったものであります。

申請地は、佐礼谷の〇〇集落の西側と〇〇集落の南西側の山間部に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局から説明がありましたとおり、すでに山林で、山間部でありますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〇〇委員

佐礼谷の2箇所の農地ですが、7月農業委員会で農振除外の申請があった園地です。本人さんも植えたままで認識がなかったということでありまして、近くの営農に関しても問題ないので、よろしく申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申請人	尾崎	〇〇	〇〇
土地所有者	尾崎	〇〇	〇〇
申請地	森字鹿島	田	
転用目的	分家住宅		

申請人は現在借家住まいをされており、妻、子供二人の家族4人で住んでいますが、子

供の成長とともに手狭となり日常生活に支障をきたしています。また実家で生活している母親から高齢になり近くに住んでもらえないかと打診をうけ、相談した結果、実家の宅地の空いているスペースに居宅を建て、隣接する農地を居宅への進入路や駐車場スペースとして利用するために一体利用地として転用申請に至ったものであります。

申請地は森の下組集落の住宅が連たんしている場所に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきましては地元委員として補足説明をいたします。

〇〇さんは早くにお父さんを亡くして、お母さん1人で子供さんを育て上げ、農業も1人でされていたのですが、高齢になったこともありますし、息子さんが尾崎のアパートに住んでいますが、手狭だということで、お母さんも帰ってきてほしいということで、今回の話になったということです。周辺農地はありませんし、宅地ばかりでございますので、問題はないところです。ご審議よろしくお願ひいたします。

〇〇委員

分家住宅の面積要件はどれくらいですか。

事務局

分家住宅は500㎡未満ですので、一体利用地を足しても要件を満たしています。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**3番**

申請人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外1筆
転用目的	植林		

申請人は申請地の山側に山林を所有しており、申請地は周囲を川とその山林部分に囲まれ、日陰になり、農地としての耕作が難しいため杉を植林し、山林として管理したく転用申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇から北西側にある中山川と山間部の間に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりで、すでに農地となっていて、周囲も山林化していますので、問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第70号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第70号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

**1番**

貸渡人	中山町中山	〇〇 〇〇
借受人	中山町出渕	株式会社〇〇
申請地	中山町中山	畑
転用目的	露天駐車場・露天資材置場	
権利の種類等	賃借権	

申請人である法人は、伊予市中山町にある〇〇の管理運営事業を行っています。平成30年8月の〇〇の「〇〇」化による、来客駐車場や施設の増設に伴い、従業員駐車場と資材置場の不足により業務に支障をきたしておりました。その解消のために土地を選定した結果、当時から貸渡人が地域の駐車場として利用していた当該土地を駐車場として借受けましたが、別件の案件を協議中に農業委員会事務局より違反転用の指摘を受け、関係法令に違反していることを認識し、その是正のために転用申請に至ったものであります。

申請地は〇〇集落にある〇〇の北側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案第70号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

申請地を株式会社〇〇さんが駐車場と資材置場で利用すると伺っています。広報区長さんと一緒に現場を見ましたが、事務局の説明のとおり周辺農地に影響はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

〇〇委員

違反転用の是正の場合は書類的に始末書はありますか

事務局

是正追認の手続きの場合は、始末書を出していただき、今後違反はしないことを確認

しています。

議長

議案第70号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第70号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第70号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

## ■議案第71号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	尾崎	〇〇	〇〇
土地所有者	尾崎	〇〇	〇〇
申出地	森字舟ヶ谷	畑	
転用目的	植林		

申出地は、申出人の父親が10年以上前に高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、植林したということです。申出地は周辺の山林と一体化しているため作業効率も悪く、農地として利用することは難しく、是正手続きとして農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。



については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第71号につきまして地元委員として補足説明をいたします。

さきほどの分家住宅を転用する際に、農振地域で植林が見つかったケースでございます。私も現場にいったのですが、電波塔がある下の方で、周囲に農地はないという状況で、これを農地に戻すには困難な状況ですので、今回は正処置として植林ということで、農地外に転用するための除外ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

議案第71号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第71号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第71号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

## ■報告第54号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第54号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

### 1番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇建設株式会社	
届出地	下吾川字北西原	畑	外1筆
転用目的	分譲宅地		

権利の種類等 所有権移転  
以上です。

議長

報告第54号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

### ■報告第55号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第55号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字坊ノ西 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 貸貸借権設定		

以上です。

議長

報告第55号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

### ■報告第56号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第56号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

**1番**

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野字西間	田	外3筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

続きまして、

**2番**

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野字出渕	田	外3筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

続きまして、

**3番**

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野字蓼原	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

以上です。

議長

報告第56号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きますしてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

委員研修会開催のお知らせが事務局からあり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成 31 年 3 月 26 日(火曜日) 午後 1 時 30 分伊予市役所 4 階大会議室  
を開催予定としております。

以上で、第 20 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 20 回 2 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2 時 30 分 閉会)